

近隣トラブルの例

(申立の趣旨)・・・あなたの求める結論をお書き下さい。

- 1 相手方は、申立人の隣地にある相手方の販売する建売住宅の2階南側の窓に目隠しを設置して下さい。
- 2 相手方は、申立人の隣地にある相手方の販売する建売住宅の排気口の位置を変更して下さい。

との仲裁を求めます。

(申立の理由)・・・事件の内容をご説明下さい。

*以下は参考例です。詳細が分からないときは、書ける範囲で書いていただいて結構です。追加したいときは、別紙に書いて添付してください。

- 1 当事者についての説明
私は、住所地において、木造2階建ての自宅(土地建物)を所有しております。自宅には妻と私の母と中学1年生になる娘と一緒に暮らしています。
私の家の北側は、以前は古いアパートが建っていたのですが、2年ほど前に売却され、昨年からの建物の建設が始まりました。相手方は当該建物の建売業者です。
- 2 隣地の建売住宅の状況
相手方の建売住宅は、私の自宅の敷地境界線から60cmしか離れておりません。私の自宅建物と相手方の建売住宅の間には、生け垣と私の家の庭があります。
相手方の建売住宅の1階部分の窓は磨りガラスとなっており、生け垣もあるため私の自宅を眺望することは出来ないのですが、2階部分のガラスが透明である為、相手方の建売住宅の南側の窓から、私の自宅の居間がすべて見渡せる状態にあります。
また、相手方建売住宅の1階の風呂場のガス排気口が生け垣部分に向かっており、このままですと、生け垣が排気される熱で痛んでしまう可能性があります。
- 3 相手方との交渉経緯
相手方に対しては、何度か口頭で苦情を述べているのですが、検討すると言われたまま工事がどんどん進んでしまいました。
そして、建築工事はほとんど完成してしまっており、1ヶ月以内に販売が開始するようです。そこで、先日も相手方に郵便でこちらの主張を送りましたが、いっこうに返事がありません。
- 4 申立人の希望
私としては、相手方の建売住宅の2階南側の窓については、嵌め殺しの目隠しをつけるか、ガラスを曇りガラスにしてもらうことを希望します。
また、排気口については、あと1メートル高いところに設置して頂ければ、生け垣を傷めずにすむと思いますので、生け垣を傷めないように排気口の位置を変更して頂きたいと思います。

<添付資料> ※もし、添付できる資料があれば添付してください。

- 1 自宅土地建物の不動産登記簿謄本
- 2 自宅各階平面図等
- 3 自宅および隣の家を撮影した写真等

- 4 交渉経緯一覧表
- 5 相手方に送った手紙等

以 上